

覚書

〇〇〇〇（以下「甲」という）と〇〇〇〇（以下「乙」という）は、〇年〇月〇日付で締結した「〇〇契約書」（以下「原契約」という）に関して、以下のとおり合意する。

第1条（合意条件）

原契約第〇条第〇項に定める〇〇について、以下の通り合意する。

- ・例) 甲は、〇年〇月〇日までに、対象商品〇個を追加で乙へ納品する。
- ・例) 原契約第〇条〇項に定める取引の詳細な経済条件は、以下の通りとする。
商品1個当たり〇円とする。甲は乙に対して、毎月〇日にこの代金を乙が指定する方法で支払う。

第2条（有効期間）

本覚書の有効期間は、〇年〇月〇日より、〇年〇月〇日までとする。

第3条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、次の各号に定める事項について、相手方に対して、表明・保証するとともに、その故意・過失を問わずかかるこれに違反した場合には、本覚書に基づく取引が停止されることがあり得ることを異議なく承諾する。かかる取引停止によって生じた一切の損害は、本条の表明・保証に違反した当事者が賠償しなければならないものとする。

- ① 自ら（その役員及び従業員を含む。以下、本条において同じ）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府又は外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他の反社会的な勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という）のいずれでもなく、また、将来においてもこれに該当しないこと。
- ② 自らが反社会的勢力が経営を支配、又は経営に実質的に関与している法人等ではないこと
- ③ 自らが反社会的勢力を利用していないこと
- ④ 自らが反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有していないこと
- ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
- ⑥ 自ら又は第三者を利用して、不当な要求行為、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言動を用いる行為、偽計又は威力を用いて業務を妨害し又は信用を毀損する行為等を行わないこと
- ⑦ 前各号に準ずる状態となり、又は準ずる行為をすること

第4条（準拠法）

本覚書の準拠法は日本法とする。

第5条（裁判管轄）

本覚書に関し、甲乙間の紛争については、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第6条（その他の条件）

本覚書に定めのない事項については、原契約が適用されるものとする。

以上、本覚書の締結を証するため、正本2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有する。

〇年〇月〇日

(甲)

(乙)